

吸收分割に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 5 日

京セラ株式会社

株式会社秦野パワーデバイス

2026年1月5日

吸收分割に係る事後開示事項

京セラ株式会社
代表取締役社長 谷本 秀夫

株式会社秦野パワーデバイス
代表取締役社長 松本 学

京セラ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社秦野パワーデバイス（以下「承継会社」といいます。）は、2025年10月31日付で締結された吸收分割契約書（以下「本吸收分割契約」といいます。）に基づき、本日、分割会社が電子部品事業本部電子デバイス事業部で運営するパワーデバイス事業を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年1月5日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸收分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸收分割）に該当するため、分割会社は、同法第785条第3項但書及び同条第1項第2号により、会社法第785条第3項に基づく通知を行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年11月11日付の官報及び電子公告にて、本吸收分割に関する異議申述の公告をいたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に従って、本吸收分割をやめることを請求した株主はいませんでした。
- (2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）
分割会社は、承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項括弧書により、会社法第 797 条 3 項に基づく通知を行っておりません。
 - ii 債権者の異議（会社法第 799 条）
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 11 日付の官報にて、本吸收分割に関する異議申述の公告をいたしましたが、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社には知れたる債権者は存在しないため、会社法第 799 条 2 項に基づく通知を行っておりません。

4. 吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸收分割の効力発生日である 2026 年 1 月 5 日をもって、分割会社から、分割会社が電子部品事業本部電子デバイス事業部で運営するパワーデバイス事業に関して有する権利義務を承継いたしました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 3,956 百万円（概算値）及び 256 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸收分割の効力発生日である 2026 年 1 月 5 日から 14 日以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸收分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

- i 承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本吸收分割に係る吸收分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずして本吸收分割を行いました。
- ii 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸收分割に係る吸收分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずして本吸收分割を行いました。
- iii 承継会社は、分割会社の発行済株式の全部を保有しているため、本吸收分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

以上